

平成十四年法律第二十二号

平成十四年法律第二十二号 都市再生特別措置法	目次 <ul style="list-style-type: none"> 第一章 総則（第一条・第二条） 第二章 都市再生本部（第三条・第十三条） 第三章 都市再生基本方針（第十四条） 第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置（第十九条） 第一節 地域整備方針等（第十五条～第十九条） <ul style="list-style-type: none"> 第二節 整備計画の作成等（第十九条の二～第十九条の十二） <ul style="list-style-type: none"> 第三節 都市再生駐車施設配置計画の作成等（第十九条の十三～第十九条の十四） 第四節 都市再生安全確保計画の作成等（第十九条の十五～第十九条の二十） 第五節 民間都市再生事業計画の認定等（第二十条～第三十五条） 第六節 都市計画等の特例 <ul style="list-style-type: none"> 第一款 都市再生特別地区等（第三十六条～第三十六条の五） <ul style="list-style-type: none"> 第二款 都市計画の決定等の提案（第三十七条～第四十一条） <ul style="list-style-type: none"> 第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例（第四十二条～第四十五条） 第四款 都市再生歩行者経路協定（第四十五条の二十一～第四十五条の十二） 第五款 都市再生安全確保施設に関する協定（第四十五条の二十一～第四十五条の八） 第一款 退避経路協定（第四十五条の十～三） 第二款 退避施設協定（第四十五条の十～四） 第三款 管理協定（第四十五条の十五～第十五条の二十） 第四款 非常用電気等供給施設協定（第四十五条の二十一） 第五章 都市再生整備計画に係る特別の措置（第四十五条～第五十三条） <ul style="list-style-type: none"> 第一節 都市再生整備計画の作成等（第四十五条～第五十条） <ul style="list-style-type: none"> 第二節 交付金（第四十七条～第五十条） <ul style="list-style-type: none"> 第三節 都市計画等の特例等（第五十四条～第五十七条） 第一款 都市計画の決定等に係る権限の移譲等（第五十一条～第五十三条） 第二款 都市計画の決定等の要請及び提案（第五十四条～第五十七条）
---	--

第三款 都市公園法の特例等（第六十二条の二—第六十二条の七）

第五款 道路整備に係る権限の移譲等（第五十八条—第六十一条）

第六款 都市再生推進法人を経由した道路又は都市公園の占用等の許可の申請手続（第六十二条の八）

第七款 駐車場法の特例等（第六十二条の九—第六十二条の十二）

第八款 普通財産の活用（第六十二条の十三）

第九款 景観計画の策定等の提案（第六十二条の十四）

第十款 歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十五）

第四節 民間都市再生整備事業計画の認定等（第六十三条—第七十二条）

第五節 都市再生整備歩行者経路協定（第七十三条）

第六節 都市利便増進協定（第七十四条—第八十条の二）

第七節 低未利用土地利用促進協定（第八十一条の三—第八十条の九）

第六章 立地適正化計画に係る特別の措置

第一節 立地適正化計画の作成等（第八十一一条—第八十五条）

第二節 居住誘導区域に係る特別の措置

第一款 都市計画の決定等の提案（第八十六条—第八十七条）

第一款の二 土地区画整理法の特例（第七条の二）

第一款の三 建築等の届出等（第八十八条）

第二款 建築等の届出等（第八十九条）

第三款 居住調整地域等（第九十条—第九十四条）

第四款 居住環境向上用途誘導地区（第十四条の二）

第三節 都市機能誘導区域に係る特別の措置

第一款 民間誘導施設等整備事業計画の認定等（第九十五条—第一百四条）

第一条 この法律は、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に我が国の都市が十分対応できたものとなつていいことに鑑み、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上（以下「都市の再生」という。）を図り、併せて都市の防災に関する機能を確保するため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めるとともに、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を推進するための民間都市再生事業計画の認定及び都市計画の特例、都市再生整備計画に基づく事業等に充てるための交付金の交付並びに立地適正化計画に基づく住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための都市計画の特例等の特別の措置を講じ、もつて社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第一款の二 都市再開発法の特例（第百四条の二）

第二款 土地区画整理法の特例（第百五条）
（一）第一百五条の四）

第三款 駐車場法の特例等（第百六条・第七百七条）

第四款 建築等の届出等（第百八条）

第五款 休廃止の届出等（第百八条の二）

第六款 特定用途誘導地区（第百九条）

第三節の二 都市計画法の特例（第百九条の二・第一百九条の三）

第四節 立地誘導促進施設協定（第一百九条の四－第一百九条の六）

第四節の二 居住誘導区域等権利設定等促進計画等（第一百九条の七－第一百九条の十三）

第五節 低未利用土地権利設定等促進計画等（第一百九条の十四－第一百九条の二十二・二十三条）

第六節 跡地等管理等協定等（第一百十条－第一百十六条）

第七章 市町村都市再生協議会（第一百十七条）

第八章 都市再生推進法人（第一百十八条－第一百三十九条）

第九章 雑則（第一百二十四条－第一百二十八条）

第十章 罰則（第一百二十九条－第一百三十一条）

附則

(所掌事務)

第三条 都市の再生に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣に、都市再生本部（以下「本部」という。）を置く。

第四条 本部は、次に掲げる事務をつかさどること。

一 第十四条第一項に規定する都市再生基本方針（次号及び次条第一項において単に「都市再生基本方針」という。）の案の作成に関すること。

二 都市再生基本方針の実施を推進すること。

三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定及び改廃の立案すること。

四 都市再生緊急整備地域ごとに、第十五条第一項に規定する地域整備方針を作成し、及びその実施を推進すること。

第二条 この法律において「都市開発事業」とは、都市における土地の合理的かつ健全な利用及び都市機能の増進に寄与する建築物及びその敷地の整備に関する事業（これに附帯する事業を含む。）のうち公共施設の整備を伴うものをいう。

3 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、広場その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

4 この法律において「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として政令で定める地域をいう。

5 この法律において「都市の国際競争力の強化」とは、都市において、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、都市開発事業等を通じて、その活動の拠点の形成に資するよう、都市機能を高度化し、及び都市の居住環境を向上させることをいう。

(都市再生緊急整備地域を指定する政令等の制定改廃の立案)
前各号に掲げるもののほか、都市の再生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整すること。

第五条 地方公共団体は、その区域内に都市再生基本方針に定められた第十四条第二項第三号の基準に適合し、又は適合しなくなつた地域があると認めるときは、都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定又は改廃の立案について、本部に対し、その旨の申出をすることができる。
2 本部は、都市再生緊急整備地域を指定する政令又は特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。
(組織)
第六条 本部は、都市再生本部長、都市再生副本部長及び都市再生本部員をもつて組織する。
(都市再生本部長)
第七条 本部の長は、都市再生本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。
2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(都市再生副本部長)
第八条 本部に、都市再生副本部長（次項において次条第二項において「副本部長」という。）を置く。
2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。
(資料の提出その他の協力)
第九条 本部に、都市再生本部員（次項において「本部員」という。）を置く。
2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもつて充てる。

第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要なと認めるとときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百八十九号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつた法人）に依頼する。

つて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の代表者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十一條 本部に関する事務は、内閣府において処理する。
（主任の大臣）

第十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十三條 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 都市再生基本方針

第十四条 内閣総理大臣は、都市の再生に関する施策の重点的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針（以下「都市再生基本方針」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 都市再生基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市の再生の意義及び目標に関する事項
- 二 都市の再生のために政府が重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 都市再生緊急整備地域を指定する政令及び特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準その他の基本的な事項
- 四 第四十六条第一項に規定する都市再生整備計画の作成に関する基本的な事項
- 五 第八十二条第一項に規定する立地適正化計画の作成に関する基本的な事項

3 都市再生基本方針は、我が国の活力の源泉である都市が、近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に的確に対応し、その魅力と国際競争力を高め、都市の再生を実現し併せて都市の防災に関する機能を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

4 第二項第三号の特定都市再生緊急整備地域を指定する政令の立案に関する基準は、特定都市

再生緊急整備地域として、国内外の主要都市との交通の利便性及び都市機能の集積の程度が高く、並びに経済活動が活発に行われ、又は行わるると見込まれる地域が指定されるものとなるよう定めなければならない。

内閣総理大臣は、第一項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、都市再生基本方針を公表しなければならない。

第一項及び前項の規定は、都市再生基本方針の変更について準用する。

第四章 都市再生緊急整備地域における特別の措置

第一節 地域整備方針等

(地域整備方針)

第十五条 本部は、都市再生緊急整備地域⁵において、当該都市再生緊急整備地域の整備に関する方針（以下「地域整備方針」という。）を定めなければならぬ。

地域整備方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生緊急整備地域の整備の目標（特定都市再生緊急整備地域が指定されている場合にあっては、都市再生緊急整備地域の整備の目標及び特定都市再生緊急整備地域の整備の目標）

二 都市再生緊急整備地域において都市開発事業を通じて増進すべき都市機能に関する事項

三 都市再生緊急整備地域における都市開発事業の施行に関する必要となる公共施設その他の公益的施設（以下「公共公益施設」という。）の整備及び管理に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域における緊急かつ重点的な市街地の整備の推進に関する必要な事項

地域整備方針は、大規模な地震が発生した場合における滞在者、来訪者又は居住者（以下「滞在者等」という。）の安全を確保することができるものとなるよう定めなければならない。

特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る地域整備方針（当該特定都市再生緊急整備地域に係る部分に限る。）は、外国会社、国際機関その他の者によることで、本部に対し、地域整備方針の案の内容とるべき事項を申し出ることができる。

6 本部は、地域整備方針を定めようとするとき
は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴
き、その意見を尊重しなければならない。
7 本部は、地域整備方針を定めたときは、遅滞
なく、これを公表するとともに、関係地方公共
団体に送付しなければならない。
8 前三項の規定は、地域整備方針の変更につい
て準用する。

(都市開発事業についての配慮)

第十六条 国の行政機関及び関係地方公共団体の
長は、都市再生緊急整備地域における都市開発
事業の施行に関し、法令の規定による許可その
他の処分を求められたときは、当該都市開発事
業が円滑かつ迅速に施行されるよう、適切な配
慮をするものとする。

(公共公益施設の整備)

第十七条 国及び関係地方公共団体は、地域整備
方針に即して、都市再生緊急整備地域における
都市開発事業の施行に関連して必要となる公共
公益施設の整備の促進に努めるものとする。
(市街地の整備のために必要な施策の推進)

第十八条 前二条に定めるもののほか、国及び関
係地方公共団体は、地域整備方針に即して、都
市再生緊急整備地域における市街地の整備のた
めに必要な施策を重点的かつ効果的に推進する
よう努めるものとする。

(産業の国際競争力の強化に関する施策との有
機的な連携)

第十九条の二 国及び関係地方公共団体は、特
定都市再生緊急整備地域における都市の国際競争
力の強化を図るために必要な施策を、産業の国
際競争力の強化に関する施策との有機的な連携
を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努
めるものとする。

(都市再生緊急整備協議会)

2 国の関係行政機関等の長は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、独立行政法人の代表者、特殊法人の代表者、地方公共団体の長その他の執行機関（関係地方公共団体の長を除く。）、地方独立行政法人の長、当該都市再生緊急整備地域内において都市開発事業を施行する民間事業者、当該都市再生緊急整備地域内の建築物の所有者、管理者若しくは占有者、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者又はこれらの者及び国の関係行政機関等の長以外の者であつて当該都市再生緊急整備地域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行う者（第七項において「独立行政法人の長等」と総称する。）を加えることができる。

3 当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業（当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域の面積が政令で定める規模以上のものに限る。）を施行する民間事業者は、協議会が組織されていないときは、本部長及び関係地方公共団体の長に対して、協議会を組織するよう要請しなければならない。

4 前項の規定による要請を受けた本部長及び関係地方公共団体の長は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならない。

5 第三項の民間事業者であつて協議会の構成員でないものは、第一項の規定により協議会を組織する国の関係行政機関等の長に対し、自己を協議会の構成員として加えることを申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた国の関係行政機関等の長は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

7 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、国の関係行政機関等の長並びに第二項及び前項の規定により加わった独立行政法人の長等又はこれらの指名する職員をもって構成する。

8 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

協議会は、当該都市再生緊急整備地域における都市開発事業及び公共公益施設の整備を通じた市街地の整備の状況を勘査し、当該都市再生緊急整備地域の都市機能を補完するため必要があると認めるときは、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する他の都市再生緊急整備地域に係る協議会に対し、その會議において、当該他の都市再生緊急整備地域における都市開発事業及びその施行に関連して必要な要となる公共公益施設の整備の実施に關し協議を行うよう求めることができる。

会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

協議会の庶務は、内閣府において処理する。前各項に定めるものほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 整備計画の作成等

(整備計画)

第十九条の二 特定都市再生緊急整備地域が指定されている都市再生緊急整備地域に係る協議会は、地域整備方針に基づき、特定都市再生緊急整備地域について、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成することができる。

整備計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市開発事業及びその施行に關連して必要な公共公益施設の整備等を通じた都市の国際競争力の強化に関する基本的な方針

二 都市の国際競争力の強化を図るために必要な次に掲げる事業並びにその実施主体及び実施期間に関する事項

イ 都市開発事業

ロ イに掲げる事業の施行に關連して必要な公共公益施設の整備に関する事業

三 前号イ又はロに掲げる事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、都市の国際競争力の強化のために必要な都市開発事業及びその施行に關連して必要となる公共公益施設の整備等の推進に關し必要な事項

五 第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体としての整備計画は、国の関係行政機関等の長及び前

4 第二項第二号イ又はロに掲げる事業に関するものとする。

5 協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の都市計画に係る都市計画決定権者（都市計画法第十五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合については、同項の国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長又は北海道開発局長。第六節において同じ。）又は市町村をいう。以下の節において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

6 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画の案を都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会。以下この節において同じ。）に付議する期限を記載するものとする。この場合においては、当該期限は、都道府県都市計画審議会への付議に要する期間を勘案して、相当なものとなるように定めるものとする。

7 第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項を記載するときは、併せて、当該都市計画に係る都市施設に関する都市計画事業（都市計画法第四条第十五項に規定する都市計画事業をいう。以下同じ。）又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（第二項第二号イ又はロに掲げる事業の実施主体として記載された者であるものに限る。）及び施行予定者である期間として都市計画に定めるべき事項を記載することができる。

第一項第二号イに掲げる事業に関する事項は、国際会議場施設その他の都市の国際競争力強化施設（第三十条において「国際競争力強化施設」という。）の整備に関する事項を記載することができる。

第二項第二号ロに掲げる事業に関する事項及び同項第三号に掲げる事項には、下水（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第四項に規定する下水をいう。第十九条の七において同じ。）を熱源とする熱を利用ための設備を有する熱供給施設（熱供給事業法（昭和十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設をいう。）その他これに準ずる施設で政令で定めるものの整備及び管理に関する事業であつて第十九条の七第一項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

協議会は、整備計画に前項の事項を記載しようととするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する公共下水道管理者（下水道法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。第十九条の七において同じ。）に協議し、その同意を得なければならない。

協議会は、整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二項から前項までの規定は、整備計画の変更について準用する。

（整備計画に記載された事業の実施）

第十九条の三 整備計画に記載された事業の実施主体は、当該整備計画に従い、事業を実施しなければならない。

（整備計画に従つた都市計画の案の作成等）

第十九条の四 第十九条の二第四項の規定により整備計画に都市施設等に関する都市計画に関する事項が記載されているときは、都市計画決定権者は、当該整備計画に従つて当該都市計画の案を作成して、同条第六項の期限までに、都道府県都市計画審議会に付議するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

第十九条の五 第十九条の二第七項の規定により整備計画に都市施設に関する都市計画事業又は市街地開発事業の施行予定者及び施行予定者である期間が記載されているときは、前条の規定により付議して定める都市計画には、都市計画審議会（第十一条第二項若しくは第三項又は第十二条第二項若しくは第三項に定める事項のほか、当

該整備計画に従つて当該施行予定者及び施行予定者である期間を定めるものとする。

了の日までに、都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項から第四項までの規定による認可又は承認とみなされるものと含む。）の申請をしなければならない。ただし、当該日までに都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として国土交通省令で定めるものに着

6
許可事業者については、下水道法第二十四条第一項の許可を受けた者とみなして、同法第三十八条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「この法律の規定」とあるのは、「この法律又は都市再生特別措置法第十九条の七第一項若しくは第三項の規定」と、同条第一項第一号の中「又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定」とあるのは「若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又は都市再生特別措置法第一項第一号の規定」と読み替へる。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する土地区画整理法第四条第一項の認可があつたものとみなす。
(民間都市再生事業計画の認定の特例)

第十九条の十 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項として第二十条第一項に規定する都市再生事業(同項に規定する民間都市再生事業計画を作成し、つづいて、二回目)

定められている場合における都市計画法第二十一条第一項の規定の適用については、同項が「又は第十三条第一項第二十号に規定する政令が行う調査の結果」とあるのは、「若しくは等十三条第一項第二二十号に規定する政府が行う調査の結果、又は都市再生特別措置法第十九条第二第一項に規定する整備計画(当該都道府県又は市町村の長が同条第三項の同意をしたものに限る。)が作成されたことにより」とする。

都市計画決定権者は、都市計画の見直しに

手しているときは、この限りでない
(公共下水道の排水施設からの下水の取水等)
第十九条の七 整備計画に記載された第十九条の二第九項に規定する事業を実施する者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許

法第十九条の七第三項若しくは第五項の規定とする。
許可事業者が公共下水道の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条の規定は適用しない。

されているものには限る)に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得ることができる。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとする

いての検討その他の都市計画についての検討都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、整備計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

可を受けて、公共下水道（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道をいう。以下この条において同じ。）の排水施設（これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。）に接続する設備（公共下水道の排水施設と第十九条の二第一項に規定する設備とを接続する設備をいう。以下この条において同じ。）を設け、当該接続設備により当該公共下水道の排水施設から下水を取り水し、及び当該公共下水道の排水施設に当該下水を流入させることができる。

第十九条の八 協議会は、整備計画に第十九条の一第二項第一号イ又はロに掲げる事業に関する事項として都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為（同法第二十九条第一項各号に掲げるものを除き、同法第三十二条第一項の同意いは同条第二項の規定による協議をする場合にあつては、当該同意が得られ、又は当該協議が行われているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第二十九条第

ときは、あらかじめ、第二十一条第三項に規定する公共施設の管理者等の意見を聴かなければならぬ。

前項の規定による同意を得た事項が記載された整備計画が第十九条の二第二十一項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する第二十条第一項の認定があつたものとみなす。

(市街地再開発事業の認可の特例)

第十九条の十一 協議会は、整備計画に第十九条の二第二項第二号イに掲げる事業に関する事項

(都市再生駐車施設配置計画)
成等
第十九条の十三 協議会は、都市再生緊急整備区域内の区域について、商業施設、業務施設その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きさの用途の施設の集積の状況、当該施設の周辺における道路の交通の状況、公共交通機関の利便性の状況その他の事情を勘案し、一般駐車施設（駐車施設（駐車場法（昭和三十二年法律第五百六号）第二十条第一項に規定する駐車施設をいう。以下同じ。）のうち人の運送の用に供する

一項の許可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

として都市再開発法による第一種市街地再開発事業（同法第七条の九第一項の規定又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の十一又は第七条の十三第一項の同意を要する場合にあっては、当該同意が得られていないものに限る。）に關する事項を記載

自動車の駐車を主たる目的とするものをいう。荷さばき駐車施設（駐車施設のうち貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸）を中心とする目的とするものをいう。その他の駐車施設の種類ごとに駐車施設を適切な位置に設ける。

4 下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前
者おいては前二項の規定を準用する。
下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前
者おいては前二項の規定を準用する。

十九条第一項の許可があつたものとみなす。

2 前項の規定による同意を得た事項が記載され
ようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、同法第七条の九第一項の認可の権限を有する者に協議し、その同意を得ることができる。

規模で配置することが当該都市再生緊急整備地域の都市機能の増進を図るため必要であると認めるときは、地域整備方針に基づき、駐車施設の種類ごとの配置に関する計画（以下「都市再生駐車施設配置計画」という。）を作成することができる。

5 項の許可について準用する。この場合において、同条第一項中「この法律」とあるのは「都市再生特別措置法第十九条の七第一項又は第三項」と、同条中「許可又は承認」とあるのは「許可」と読み替えるものとする。
許可事業者は、第一項の許可（第三項の許可を含む。）を受けて公共下水道の排水施設に流

（同法第百十九号）による土地区画整理事業（同法第四条第一項の規準又は規約及び事業計画が定められているものに限り、かつ、同法第七条の承認又は同法第八条第一項の同意を要する場合にあつては、当該承認又は当該同意が得られているものに限る。）に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところによ

整備計画が第十九条の二第二項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する都市再開発法第七条の九第一項の認可があつたものとみなす。
(都市計画の変更の特例等)

2 とができる。
都市再生駐車施設配置計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生駐車施設配置計画の区域（以下この節において「計画区域」という。）

二 駐車場法第二十一条第一項若しくは第二項または第二十条の二第一項に規定する者が設け

べき駐車施設の種類並びに当該種類ごとの
車施設の位置及び規模に関する事項

都市再生駐車施設配置計画においては、前項第二号の駐車施設の位置については計画区域における安全かつ円滑な交通が確保されるよう同号の駐車施設の規模については計画区域における駐車施設の種類ごとの需要が適切に充

る。都市再生駐車施設配置計画は、国の関係行政機関等の長の全員の合意により作成するものとされるようく定めるものとする。

協議会は、都市再生駐車施設配置計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

第二項から前項までの規定は、都市再生駐車場記置計画の変更について準用する。

（第十九条の十四 都市再生駐車施設配置計画に記載する駐車施設の附置に係る駐車場法の特例）

輒された計画区域（駐車場法第二十条第一項の地区若しくは地域又は同条第二項の地区の区域

内に限る。) 内における同条第一項及び第二項並びに同法第二十条の二第一項の規定の適用については、同法第二十一条第一項の「正義と美徳」

いでは同法第二十条第一項中「近隣商業地域内に」とあるのは「近隣商業地域内の計画区

第一号に規定する計画区域をいう。以下同じ。)の区域内に」と、「その建築物又はその建築物

の敷地内に」とあるのは「都市再生駐車施設配
置計画(同条第一項に規定する都市再生駐車施

改配置計画を「以下同じ」と記載された場合、同条第二項第二号に掲げる事項の内容に即して、「駐車場整備地区内又は商業地域内若

「」。馬鹿野郎が、口うるさい阿美横田のまじめな人間には、近隣商業地域内の」とあるのは、「計画区域の区域内」と、同条第二項中「地区内」と

認めるのは「地区内の計画区域の区域内」と、同法及び同法第二十条の二第一項中「その建築物

又はその建築物の敷地内に」とあるのは「都市再生駐車施設配置計画に記載された都市再生特措法第十九条の十三第二項第二号に掲げる

事項の内容に即して」と、同項中「前条第一項の地区若しくは地域内又は同条第一項の地区

「」とあるのは「前条第一項又は第二項の計画区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあるのは「計画区域の区域内」とする。

第四節 都市再生安全確保計画の作成等

十九条の十五 協議会は、地域整備方針に基づき、都市再生緊急整備地域について、大規模な

地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路（以下「退避経路」という。）、「定期間隔避するための施設（以下「退避施設」という。）、「備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）」その他の施設（以下「都市再生安全確保施設」という。）の整備等に関する計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することができる。

2 都市再生安全確保計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 都市再生安全確保施設の整備等を通じた大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

二 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備に関する事項

三 前号に規定する事業により整備された都市再生安全確保施設の適切な管理のために必要な事項

四 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する耐震改修をいう。第十九条の十八第一項において同じ。）その他の大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事業及びその実施主体に関する事項

五 大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務及びその実施主体に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項

都市再生安全確保計画は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定する防災業務計画及び同条第十号に規定する地域防災計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 都市再生安全確保計画は、国と関係行政機関等の長及び第二項第二号、第四号又は第五号に規定する事業又は事務の実施主体として記載された者の全員の合意により作成するものとする。

5 協議会は、都市再生安全確保計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務の実施主体は、当該都市再生安全確保計画に記載された事業又は事務を実施しなければならない。
（都市再生安全確保計画に記載された事業等の実施）

は二以上の構えを成す建築物（二以上の構えを成すものにあっては、総合的設計によって建築されるものに限る。）が建築される場合又は同条第二項若しくは同法第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第二項に規定する場合におけるものに限る。）に関する事項を記載しようとするとときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、特定行政庁（同法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）に協議し、その同意を得ることができること。

第一項又は前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に第一項の同意を得た事項に係る事業の実施主体に対する建築基準法第六条第一項若しくは第十八条第三項（同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付又は前項の同意を得た事項に係る建築物についての同法第八十六条第一項若しくは第二项、第八十六条の八第一項若しくは第八十七条の二第一項の規定による認定があつたものとみなす。

（建築物の耐震改修の計画の認定の特例）

第十九条の十八 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物の耐震改修に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、所管行政庁（建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第三項に規定する所管行政庁をいう。次項において同じ。）に協議し、その同意を得ることができる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第四項及び第五項の規定は、所管行政庁が前項の同意をしようとする場合について準用する。

3 第一項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る事業の実施主体に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項の規定による認定があつたものとみなす。

（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫等の容積率の特例）

第十九条の十九 都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号又は第四号に

掲げる事項に係る建築物については、都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものの床面積は、建築基準法第五十二条第一項、第二項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七條の二第三項、第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。）、第六十八条の三第一項（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項、第六十八条第三項及び第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（同法第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、これらの規定に規定する建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。）の算定の基礎となる延べ面積に算入しない。

3 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号又は第四号に掲げる事項として建築物（都市再生安全確保施設である備蓄倉庫その他これに類する部分を有するものに限る。）の建築等に関する事項が記載される都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る建築物についての第一項の規定による認定があつたものとみなす。

第十九条の二十 協議会は、都市再生安全確保計画に第十九条の十五第二項第二号に掲げる事項として都市公園（都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園をいう。以下同じ。）に設けられる都市再生安全確保施設で政令で定めるものの整備に関する事業に関する事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者（同法第五

2 当該都市再生事業計画に基づく都巿公園の占用についての許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第二十条 都市再生緊急整備地域開発事業であつて、当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に定められた都市機能の増進を主たる目的とし、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下の節において「事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のもの（以下「都市再生事業」という。）を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生事業に関する計画（以下「民間都市再生事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 民間都市再生事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び面積

二 建築物及びその敷地の整備に関する事業の概要

三 公共施設の整備に関する事業の概要及び当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得た事項（民間都市再生事業計画の認定基準等）

四 工事着手の時期及び事業施行期間

五 用地取得計画

六 資金計画

七 その他の国土交通省令で定める事項

第二十一条 国土交通大臣は、前条第一項の認定（以下この節において「計画の認定」という。）の申請があつた場合において、当該申請に係る申請が民間都市再生事業計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 当該都市再生事業が、都市再生緊急整備地域における市街地の整備を緊急に推進する上で効果的であり、かつ、当該地域を含む都市の再生に著しく貢献するものであると認められることがこと。

二 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する計画が、地域整備方針に適合するものであること。

第一条に規定する公園管理者をいう。以下同じ）に協議し、その同意を得ることができる。

2 前項の同意を得た事項が記載された都市再生安全確保計画が第十九条の十五第五項の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生安全確保計画に基づく都巿公園の占用についての許可の申請があつた場合は、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

第五節 民間都市再生事業計画の認定等（民間都市再生事業計画の認定）

第二十条

国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該都市再生事業の施行により整備される公共施設の管理者又は管理者となるべき者（以下この節において「公共施設の管理者等」という。）の意見を聴かなければならぬ。

（計画の認定に関する処理期間）

第二十二条

国土交通大臣は、第二十条第一項の規定による申請を受理した日から二月以内（当該申請に係る都市再生事業の事業区域の全部が特定都市再生緊急整備地域内にあるときは、当該申請を受理した日から一月以内）において速やかに、計画の認定に関する処分を行わなければならない。

（計画の認定の通知）

第二十三条

国土交通大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係地方公共団体、公共施設の管理者等及び民間都市開発推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号。以下「民間都市開発法」という。）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構（以下「民間都市機構」という。）に通知するとともに、計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）の氏名又は名称、事業施行期間、事業区域その他国土交通省令で定める事項を公表しなければならない。

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

第二十四条

認定事業者は、計画の認定を受けた

（民間都市再生事業計画の変更）

第二十五条

国土交通大臣は、認定事業者に対し、認定計画（認定計画の変更があつたとき

は、その変更後のもの。以下同じ。）に係る都

市再生事業（以下「認定事業」という。）の施

行の状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第二十六条

認定事業者が一般承継人又は認定事

業者から認定計画に係る事業区域内の土地の所

有権その他当該認定事業の施行に必要な権原を

取得した者は、国土交通大臣の承認を受けて、

当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改命命令）

第二十七条

国土交通大臣は、認定事業者が認定

計画に従つて認定事業を施行していないと認め

るとときは、当該認定事業者に対し、相当の期間

を定めて、その改善に必要な措置を命ずること

ができる。

（計画の認定の取消し）

第二十八条

国土交通大臣は、認定事業者が前条

の規定による处分に違反したときは、計画の認

定を取り消すことができる。

（計画の認定の取扱い）

第二十九条

民間都市機構は、民間都市開発法第

四条第一項各号に掲げる業務及び民間都市開發

法第十四条の八第一項の規定により国土交通大

臣の指示を受けて行う業務のほか、民間事業者

による都市再生事業を推進するため、国土交通

大臣の承認を受けて、次に掲げる業務を行な

い。

（民間都市機構の行う都市再生事業支援業務）

2 国土交通大臣は、前項の規定による取消しを

したときは、速やかに、その旨を、関係地方公

共団体、公共施設の管理者等及び民間都市機

構に通知するとともに、公表しなければなら

い。

（民間都市機関の行う都市再生事業支援業務）

2 次に掲げる方法により、認定事業者の認定

事業の施行に要する費用の一部（公共施設並

びにこれに準ずる避難施設、駐車場その他の

建築物の利用者及び都市の居住者等（以下

「建築物の利用者等」という。）の便利の増進

に寄与する施設（以下「公共施設等」とい

う。）その他公益的施設で政令で定めるもの

並びに建築物の利用者等に有用な情報の収

集、整理、分析及び提供を行うための設備で

政令で定めるものの整備に要する費用の額の

範囲内に限る。）について支援すること。

一 第三十六条第一項の規定による都市再生特
別地区に関する都市計画

二 都市計画法第八条第一項第一号に規定する
用途地域又は同項第三号の高度利用地区に関する
都市計画

三 密集市街地における防災街区の整備の促進
に関する法律(平成九年法律第四十九号。以下「密集市街地整備法」という。)第三十一条
第一項の規定による特定防災街区整備地区
に関する都市計画

四 都市計画法第十二条の四第一項第一号の地区
計画であつてその区域の全部に同法第十二条
の五第三項に規定する再開発等促進区又は
同条第四項に規定する開発整備促進区を定め
るものに関する都市計画

五 都市再開発法による市街地再開発事業(以
下「市街地再開発事業」という。)に関する
都市計画

六 密集市街地整備法による防災街区整備事業
(以下「防災街区整備事業」という。)に関する
都市計画

七 土地区画整理法による土地区画整理事業
(以下「土地区画整理事業」という。)に関する
都市計画

八 都市施設で政令で定めるものに関する都市
計画

九 その他政令で定める都市計画

一 前項の規定による提案(以下「計画提案」と
いう。)は、当該都市再生事業等に係る土地の
全部又は一部を含む一団の土地の区域について、
次に掲げるところに従つて、国土交通省令
で定めるところにより行うものとする。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の内容
が、都市計画法第十三条その他の法令の規定
に基づく都市計画に関する基準に適合するも
のであること。

二 当該計画提案に係る都市計画の素案の対象
となる土地(国又は地方公共団体の所有して
いる土地で公共施設の用に供されているもの
を除く。以下この条において同じ。)の区域
内の土地について所有権又は建物の所有を目

的とする対抗要件を備えた地上権若しくは質借権・臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。(以下この条において「借地権」という。)を有する者の三分の一以上の同意(同意した者が所有するその区域内の土地の地積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の土地の地積の合計が、その区域内の土地の総地積との合計の三分の一以上となる場合に限る。)を得ていること。

三 当該計画提案に係る都市計画の素案に係る事業が環境影響評価法(平成九年法律第八十号)第二条第四項に規定する対象事業に該当するものであるときは、同法第二十七条に規定する公告を行つてゐること。

前項第二号の場合において、所有権又は借地権が数人の共有に属する土地があるときは、当該土地について所有権を有する者又は借地権を有する者の数をそれぞれ(一とみなし)、同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計をそれぞれ当該土地について同意した者の数とみなし、当該土地の地積に同意した所有権を有する者の共有持分の割合の合計又は同意した借地権を有する者の共有持分の割合の合計を乗じて得た面積を当該土地について同意した者が所有する土地の地積又は同意した者が有する借地権の目的となつてゐる土地の地積とみなす。

(計画提案に対する都市計画決定権者の判断等)

第三十八条 都市計画決定権者は、計画提案が行われたときは、速やかに、計画提案を踏まえた都市計画(計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいう。以下同じ。)の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

(計画提案を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会等への付議)

第三十九条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画(当該計画提案に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。)の決定又は変更をしてよとする場合において、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項(これらの規定を同法第二十二条第二項において

（都市計画の素案を提出しなければならない。
（計画提案を踏まえた都市計画の決定等をしない場合にとるべき措置）

第四十条 都市計画決定権者は、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を、当該計画提案をした者（当該都市計画決定権者が第四十三条第二項の規定による通知を受けていたときは、当該計画提案をした者及び当該通知をした行政庁。次条第二項において同じ。）に通知しなければならない。

2 都市計画決定権者は、前項の通知をしようとするときは、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（都市計画決定権者である市町村に市町村に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）に当該計画提案に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

（計画提案を踏まえた都市計画の決定等に関する処理期間）

第四十一条 都市計画決定権者は、計画提案が行われた日から六ヶ月以内に、当該計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は前条第一項の規定による通知をするものとする。

2 都市計画決定権者は、やむを得ない理由により前項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができないときは、その理由が存続する間、当該処理期間を延長することができる。この場合には、同項の処理期間中に、当該計画提案をした者に対し、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

3 計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更について、都市計画法第十八条第一項又は第三項その他の法令の規定により意見を聽かれることは協議を受けた者は、都市計画決定権者が第一項の処理期間中に同項の規定による処理を行うことができるよう、速やかに意見の申出又は協議を行わなければならない。

第三款 都市再生事業等に係る認可等の特例

第一項の規定による申請を受けた行政庁は、当該申請があつたことを通知しなければならぬ。い。

当該計画提案を踏まえた都市計画決定告示等が行われるまでは、当該申請が、法令に基づく認可等の基準のうち当該計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更が行われた場合において適

合する」となる基準（以下「計画提案関連基準」という。）に適合していないことを理由に、認可等を拒否する処分をしてはならない。

又は承認を申請する場合においては、都市計画法第六十条第一項第二号及び同条第二項第一号中「都市計画事業」とあるのは、「都市再生特別措置法第三十八条に規定する計画提案を踏ま

えた都市計画が定められた場合における都市施設の整備に関する事業又は市街地開発事業」とする。

(請求権が争つた場合における請求等に関する
処理期間)

基準の二十七項画指揮開通基準以外の基準に適合しないことを理由に認可等を拒否する処を行なう場合を除き、第四十二条の規定にかかるわらず、当該計画提案を踏まえた都市計画決定告示

等が行われた日から一月を経過する日（その日が当該申請を受理した日から同条に規定する政令で定める期間を経過する日前である場合については、当該政令で定める期間を経過する日）

までに速やかに当該認可等に関する処分を行いうるものとする。
(都市再生事業等に係る認可等に関する意見の申出)

第四十五条 認可等に関する处分について、都市再開発法第七条の九第三項その他の法令の規定により意見を聴かれた者は、行政庁が第四十二条又は前条の処理期間中に当該認可等に関する

处分を行うことができるよう、速やかに意見の申出を行わなければならない。

第七節 都市再生步行者經路協定

(都市再生歩行者経路協定の締結等)
第四十五条の二 都市再生緊急整備地域内の一団

の土地の所有者及び建築物等の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権等」という。）を有する者（土地

区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下「大都市住宅等供給法」という。）第八十三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者（以下この章において「土地所有者等」と総称する。）は、その全員の合意により、当該都市再生緊急整備地域内における都市開発事業の施行に関連して必要となる歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための経路（以下「都市再生歩行者経路」という。）の整備又は管理に関する協定（以下「都市再生歩行者経路協定」という。）を締結することができる。ただし、当該土地（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対する前記の土地）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合は、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

都市再生歩行者経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都市再生歩行者経路協定の目的となる土地の区域（以下この節において「協定区域」という。）及び都市再生歩行者経路の位置

二 次に掲げる都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の都市再生歩行者経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の都市再生歩行者経路を構成する施設（エレベーター、エスカレーターその他）の歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要な設備を含む。の整備又は管理に関する事項

ハ その他都市再生歩行者経路の整備又は管理に関する事項

号に掲げるもののほか、都市再生緊急整備地域内の土地のうち、協定区域に隣接した土地であつて、協定区域の一部とすることにより都市再生歩行者経路の整備又は管理に資するものとして協定区域の土地となることを当該協定区域内

4 都市再生歩行者経路協定は、市町村長の認可を定めることができる。
(認可の申請に係る都市再生歩行者経路協定の縦覧等)

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

(都市再生歩行者経路協定の認可)

第四十五条の三 市町村長は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市再生歩行者経路協定を公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならぬ。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都市再生歩行者経路協定について、市町村長に意見書を提出することができる。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 土地又は建築物等の利用を不當に制限するものでないこと。

三 第四十五条の二第二項各号に掲げる事項(当該都市再生歩行者経路協定において協定区域隣接地を定める場合にあっては、当該協定区域隣接地に関する事項を含む。)について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 その他当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針に適合するものであること。

市町村長は、第四十五条の二第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定を当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定区域である旨を当該協定区域内に公示しなければならない。

(都市再生歩行者経路協定の変更)

第四十五条の五 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばない者を除く。)は、都市再生歩行者経路協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬ。

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

第四十五条の六 協定区域からの除外

(都市再生歩行者経路協定の認可の公告のあつた後都市再生歩行者経路協定に加わる手続等) 第四十五条の八 協定区域内の土地の所有者(土地に対する指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該都市再生歩行者経路協定の効力が及ばないものは、第四十五条の四第二項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に對して書面でその意思を表示することによつて、当該都市再生歩行者経路協定に加わることができる。

2 協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第四十五条の四第二項(第四十五条の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意によることによつて、都市再生歩行者経路協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつて指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつて指定された土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつて指定された土地の所有者の合意を要しない。

3 協定区域隣接地の区域内の土地で前項の規定による土地所有者等の意思の表示に係るものとの区域は、その意思の表示のあつた時以後、協定区域の一部となるものとする。

4 第四十五条の四第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 都市再生歩行者経路協定は、第一項又は第二項の規定により当該都市再生歩行者経路協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に對応する従前の土地)について、前項において準用する第四十五条の四第二項の規定による公報があつた後において土地所有者等となつた者の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)に対しても、その効力があるものとする。

者（当該都市再生歩行者経路協定について第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

（都市再生歩行者経路協定の廃止）

(都市再生歩行者経路協定の廃止)

第四十五条の九 協定区域内の土地に係る土地所有者等(当該都市再生歩行者経路協定の効力が適用されない者を除く。)は、第四十五条の二第一項、第四項又は第四十五条の五第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならぬるものとする。

2 市町村長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。
(土地の共有者等の取扱い)

第四十五条の十 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第四十五条の二第一項、第四十五条の五第一項、第四十五条の八第一項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の所有者又は借地権等を有する者とみなす。
(一の所有者による都市再生歩行者経路協定の設定)

第四十五条の十一 都市再生緊急整備地域内の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者は、都市再生歩行者経路協定の整備又は管理のため必要があると認めるときには、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を協定区域とする都市再生歩行者経路協定を定めることができる。
市町村長は、前項の認可の申請が第四十五条の四第一項各号のいずれにも該当し、かつ、当該都市再生歩行者経路協定が都市再生歩行者経路の整備又は管理のため必要であると認める場合に限り、前項の認可をするものとする。
第四十五条の四第二項の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた都市再生歩行者経路協定は、認可の日から起算して三年以内において当該協定区域内の土地に二以上の土地所有者等が存することになった時から、第四十五条の四第二項の規定による認可の公告のあつた都市再生歩行者経路協定と同一の効力を有する都市再生歩行者経路協定となる。
(借主の地位)

協定 第八節 都市再生安全確保施設に関する規定では、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

おいては、その都市再生歩行者経路協定については、当該建築物等の借主を土地所有者等とみなして、この節の規定を適用する。

第八節 都市再生安全確保施設に関する規定

第一款 退避経路協定

第四十五条の十三 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避経路の整備又は管理に関する協定（以下この条において「退避経路協定」という。）を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地（十地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地。以下この節において同じ。）の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

2 退避経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退避経路協定の目的となる土地の区域及び退避経路の位置

二 次に掲げる退避経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 前号の退避経路を構成する道路の幅員又は路面の構造に関する基準

ロ 前号の退避経路を構成する施設（誘導標識その他の退避の円滑化のために必要な設備を含む。）の整備又は管理に関する事項

ハ 前号の退避経路における看板その他の退避上支障となる工作物又は物件の設置に関する基準

二 その他退避経路の整備又は管理に関する事項

三 退避経路協定の有効期間

四 退避経路協定に違反した場合の措置

三 前節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、退避経路協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは、「第四十五条の十三第二項各号」と、「協定区域に」とあるのは「協定区域（第四十五条の十三第二項第一号の土地の区域）」をいう。以下この節において同じ。）に」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「退避

経路の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは、「第四十五条の十三第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の十三第一項」と読み替えるものとする。

経路の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の十三第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第二項」とあるのは「第四十五条の十三第一項」と読み替えるものとする。

第二款 退避施設協定

第四十五条の十四 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載された第十九条の十五第二項第二号から第四号までに掲げる事項に係る退避施設の整備又は管理に関する協定（以下「退避施設協定」という。）を締結することができる。ただし、都市再生緊急整備地域内の一団の土地の区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつている土地の所有者の合意を要しない。

退避施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 退避施設協定の目的となる土地の区域及び退避施設の位置

二 前号の退避施設及びその属する施設の構造に関する基準

三 次に掲げる退避施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの

イ 第一号の退避施設の面積

ロ 第一号の退避施設に設ける滞在者等に対する情報、災害の発生の状況に関する情報その他 の情報を提供する設備の整備又は管理に関する事項

ハ その他退避施設の整備又は管理に関する事項

四 退避施設協定の有効期間

五 退避施設協定に違反した場合の措置

前節（第四十五条の二第一項及び第二項を除く。）の規定は、退避施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは「第四十五条の十四第二項各号」と、「協定区域」にとあるのは「協定区域」（第四十五条の十四第二項第一号の土地の区域をいう。以下この節において同じ。）に」と、同項並びに第四十五条の十一第一項及び第二項中「都市再生歩行者経路の」とあるのは「退避施設の」と、第四十五条の四第一項第三号中「第四十五条の二第二項各号」とあるのは「第四十五条の十三第二項各号」とあるのは「第四十五条の十四第二項各号」と、第四十五条の七及び第四十五条の十中「第四十五条の二第一項第一号中

項」とあるのは「第四十五条の十四第一項」と読み替えるものとする。

建築主事又は建築副主事を置かない市町村の市町村長は、退避施設協定について前項において準用する第四十五条の二第四項、第四十五条の五第一項又は第四十五条の十一第一項の認可をしようとするときは、都道府県知事に協議ししなければならない。この場合において、前項において準用する第四十五条の二第四項又は第四十五条の五第一項の認可をしようとするときは、前項において準用する第四十五条の三第二項(前項において準用する第四十五条の五第一項の規定による項)において準用する場合を含む)の規定により提出された意見書を添えて協議するものとする。

第三款 管理協定

(管理協定の締結等)

第四十五条の十五 地方公共団体は、都市再生安

全確保計画に記載された第十九条の十五第二項

第二号から第四号までに掲げる事項に係る備蓄

倉庫を自ら管理する必要があると認めるとき

は、備蓄倉庫所有者等(当該備蓄倉庫若しくは

その属する施設の所有者、これらの敷地である

土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目

的とする権利(臨時設備その他一時使用のため

設定されたことが明らかなものを除く)を有

する者をいう。以下同じ。)との間において、

管理協定を締結して当該備蓄倉庫の管理を行う

ことができる。

前項の規定による管理協定については、備蓄

倉庫所有者等の全員の合意がなければならな

い。

(管理協定の内容)

第四十五条の十六 前条第一項の規定による管理

協定(以下「管理協定」という。)においては、

次に掲げる事項を定めるものとする。

一 管理協定の目的となる備蓄倉庫(以下この

条において「協定倉庫」という。)

二 協定施設(協定倉庫又はその属する施設を

いう。以下同じ。)の利用を不當に制限する

ものでないこと。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項に

ついて国土交通省令で定める基準に適合する

ものであること。

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項に

ついて国土交通省令で定める基準に適合する

ものであること。

二 非常用電気等供給施設協定の目的となる土

地の区域及び非常用電気等供給施設の位置

の合意を要しない。

二 前号の非常用電気等供給施設及びその属す

る施設の構造に関する基準

の合意を要しない。

二 非常用電気等供給施設協定においては、次に

掲げる事項を定めるものとする。

一 非常用電気等供給施設協定の目的となる土

地の区域及び非常用電気等供給施設の位置

の合意を要しない。

二 前号の非常用電気等供給施設及びその属す

る施設の構造に関する基準

の合意を要しない。

する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財團法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が実施する事業等（市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。）に関する事項

一 前項第五号に掲げる事項を記載する場合に

二 前項第一号に掲げる事項 当該事項に係る
実施主体

ととされているもの（同法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道維持等」

市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。
滞在快適性等向上区域については、次の各号に掲げる事項には、当該各号に定める事項を記載することができる。

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（以下この条において「市町村実施事業」という。）の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は管理に関する事業（当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。）のうち国土交通省令で定めるもの

ロ イの事業と一体となつてその効果を増大させるために必要な事務又は事業市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 前項第一号に掲げる事項 当該事項に係る特定非営利活動法人等

府県道をいう。以下この条において同じ)の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附屬物(同法第二条第二項に規定する道路の附屬物をいう。)の新設若しくは改築(いすれも同法第十二条ただし書、第十五条並びに第八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第六百六十三号)第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という。)附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの(道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととされているものを除く。)で政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の新設等」という。)であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業(以下「市町村施行国道新設等事業」という。)に関する事項を記載することができる。
第二項第三号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕(道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこと

めの清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときには、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同様。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならない。

第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の便利の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置(都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じらるべきものに限る。)に関する事項を記載するこ

イ 飲食店、休憩所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものの設置又は管理に関する事項

ロ 飲食店、売店その他の国土交通省令で定める公園施設（第十六項において「飲食店等」という。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における当該都市公園の利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する一体型事業実施主体等（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は第百十一条第一項の規定により指定された都市再生推進法人をいう。以下同じ。）に第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者がその設置又は管理を行わせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、かつ、当該滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるもの（以下

二 前項第一号に掲げる事項 当該事項に係る
実施主体

5 第二項第二号イからへまでに掲げる事業に関する事項には、当該事業の実施のために必要な都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画（都市計画法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画（同法第八十七条の二第一項の規定により同項の指定する都市が定めることとされているものを除く。）で政令で定めるものに限る。）であつて第五十五条第一項の規定に基づき当該市町村が決定又は変更をすることができるもの（以下「市町村による当該市町村による当該市町村による当該都市計画の決定又は変更の期限（以下「計画決定期限」という。）を記載することができる。）
6 市町村は、都市再生整備計画に市町村決定計画及び計画決定期限を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

ととされているもの（同法第十七条第一項から第七項まで）の規定により同条第一項の指定市又は同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うことができるもの（但し、政令で定めるものに限る。第五十八条において「国道の維持等」という。）であつて第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事業（以下「市町村施行国道維持等事業」という。）に関する事項を記載することができる。

市町村は、都市再生整備計画に市町村施行国道新設等事業又は市町村施行国道維持等事業に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、都道府県に協議しその同意を得なければならない。

第二項第一号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、並びに路法第三十二条第一項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設等のうち、都市の再生に

市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該都市公園の公園管理者に協議し、その同意を得なければならない。
一 第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項、地域における催しに関する情報提供するための看板その他の政令で定める施設等（一体型滞在快適性等向上事業（都市再生整備計画に基づき、都市公園に係る市町村実施事業と一体的に実施されるものに限る。）の実施主体がその事業の効果を増大させるために都市公園において設置するものに限る。）の設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられる

イ 市町村が実施する滞在の快適性等の向上に資する公共施設の整備又は管理に関する事業（以下この条において「市町村実施事業」という。）の実施区域に隣接し、又は近接して当該市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗その他の滞在の快適性等の向上に資する施設、工作物又は物件（以下「施設等」という。）であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の整備又は管理に関する事業（当該市町村実施事業に係る公共施設と一体的に活用されることが見込まれる滞在快適性等向上施設等に係るものに限る。）のうち国土交通省令で定

府県道をいう。以下この条において同じ)の新設若しくは改築又は国道若しくは都道府県道に附属する道路の附属物(同法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう)の新設若しくは改築(いずれも同法第十二条ただし書、第十五条及び第百八十五条第一項及び第二項並びに道路法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百六十三号)第五十八条第一項において「昭和三十九年道路法改正法」という)附則第三項の規定により都道府県が行うこととされているもの(道路法第十七条第一項から第四項までの規定により同条第一項の指定市、同条第二項の指定市以外の市、同条第三項の町村又は同条第四項の指定市以外の市町村が行うこととするもの)を除く。)で改令で定めるもの。

12 11 めの清掃その他の措置であつて、当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であつて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下「公安委員会」という。)及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に協議し、その同意を得なければならぬ。

第二項第二号イ若しくはへに掲げる事業に關係する事項又は同項第三号に掲げる事項には、^④但し、

イ 飲食店・休憩所その他の国土交通省令で定める公園施設（都市公園法第二条第二項に規定する公園施設をいう。以下この条において同じ。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における多様な滞在者等の交流又は滞在の拠点となるものの設置又は管理に関する事項

飲食店・売店その他の国土交通省令で定める公園施設（第十六項において「飲食店等」という。）であつて、滞在快適性等向上区域内の都市公園における当該都市公園の利用者の利便の増進に資する事業の実績を有する一体型事業実施主体等（一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は百第十九条第一項の規定により指定された都市再

□ イの事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
4 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。
一 前項第一号に掲げる事項 当該事項に係る特定非営利活動法人等

8 限る。第五十八条において、「国道の新設等」といふ。(第五十八条第一項の規定に基づき当該市町村が行うことができるものに関する事項(以下「市町村施行国道新設等事業」という。)に関する事項を記載することができる。)
第二項第三号に掲げる事項には、国道又は都道府県道の維持又は修繕(道路法第十三条第一項及び第十五条の規定により都道府県が行うこと)

市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の都市の居住者、来訪者又は滞在者の利便の増進に寄与する施設等であつて政令で定めるものの設置（都市公園の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じらるべきものに限る。）に関する事項を記載する」とできる。

ノ第一項の規定によれば、それが都市公園等の管理を進める法人をいう。(以下同じ。)に第六十一条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者がその設置又は管理を行なわせることが、当該都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図り、かつ、当該滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上を図る上で特に有効であると認められるもの(以下

(1) 特定公園施設（第六十二条の三第一項
「滞在快適性等向上公園施設」という。）の
設置又は管理に関する事項（次に掲げる事
項を併せて記載するものに限る。）

(1) 特定公園施設（第ア十二条の三第一項）に規定する公園施設設置管理協定に基づき公園管理者が一体型事業実施主体等に建設を行わせる園路、広場その他の国土交通省令で定める公園施設であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるものを行う。以下同じ。）の建設に関する事項

(2) 公園利便増進施設等（自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板その他の政令で定める施設等であつて、滞在快適性等向上公園施設の周辺に設置することが地域住民の利便の増進に寄与すると認められるものをいう。以下同じ。）の設置に関する事項

(3) 都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進施設等の設置に伴い必要となるものに関する事項

(4) その他国土交通省令で定める事項

第二項第三号に掲げる事項 次のイからハまでに掲げる事項

イ 滞在快適性等向上区域における路外駐車場（駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。以下同じ。）の配置及び規模の基準（第六十二条の九において「路外駐車場配置等基準」という。）

ロ 滞在快適性等向上区域内に存する道路（道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下このロにおいて同じ。）であつて、安全かつ円滑な歩行の確保及び当該滞在快適性等向上区域における催しの実施その他の活動の円滑な実施を図るため、駐車場の自動車の出入口（自動車の出口又は入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下同じ。）の設置を制限すべきもの（以下「駐車場出入口制限道路」という。）に関する事項

(第六十二条の十一)において「集約駐車施設」という。)の位置及び規模
四 第二項第三号に掲げる事項 一体型事業実施主体等が行う滞在快適性等向上区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、一体型事業実施主体等に対し普通財産(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条第四項に規定する普通財産をいい、市町村の所有に属するものに限る。(以下同じ。))を時価よりも低い対価で貸付けることその他の方法により一体型事業実施主体等に普通財産を使用させることに関する事項
市町村は、都市再生整備計画に前項第一号口に掲げる事項を記載しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を載した書面を添えて、当該公告の日から一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
前項の規定による公告があつたときは、縦覧に供された事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所と同一の場所に飲食店等を設け、又は管理しようとする者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該事項の案について、市町村に意見書を提出することができる。この場合においては、当該飲食店等の設置又は管理を自らが行うこととした場合における第十四項第二号口に掲げる事項と同様の事項の案を記載した書類を添付しなければならない。
市町村は、次に掲げる場合には、都市再生整備計画に記載しようとする事項又はその案について、あらかじめ、当該事項又はその案に係る公園管理者(第三号に掲げる場合にあつては、公園管理者及び一体型事業実施主体等)に協議し、その同意を得なければならぬ。
一 都市再生整備計画に第十四項第一号に定める事項を記載しようとするとき。
二 都市再生整備計画に第十四項第一号イに掲げる事項を記載しようとするとき。
三 第十五項の規定により第十四項第二号口に掲げる事項の案を縦覧に供しようとするときに、前項の規定により意見書及びその添付書類(以下この条において「意見書等」という。)の提出を受けた場合において都市再生整備計画に第十五項の規定により縦覧に供された事

18 項の案のとおりの事項を記載しようとするところに係るものに限る。)を受けた場合において、当該事項に基づき設置又は管理をされることとなる公園施設が都市公園法第五条第二項各号のいずれにも該当しないときは、前項の同意をしてはならない。

19 公園管理者は、第十七項の協議(同項第三号に係るものに限る。)を受けた場合において、当該事項の各号のいずれかに該当するときは、同項の同意をしてはならない。

20 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案における滞在快適性等向上公園施設の場所が、一体型事業実施主体等に滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることが都市公園の管理上適切でない場所として国土交通省令で定める場所であること。

21 第十五項の規定により縦覧に供しようとする事項の案が、当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められること。

22 市町村は、第十七項の協議(同項第四号に係るものに限る。次項において同じ。)をしようとするときは、第十六項の規定により提出された意見書等の写しを、公園管理者に提出しなければならない。

23 公園管理者は、第十七項の協議を受けた場合において、第十五項の規定により縦覧に供された事項の案及び第十六項の規定により提出された意見書等の内容を審査し、当該事項の案が当該事項に基づき滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行わせることとなる都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められないとときは、第十七項の同意をしてはならない。

24 市町村は、都市再生整備計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該各号に定める者に協議しなければならない。

一 第二項第三号に掲げる事項として記載された事項でその実施に際し道路交通法第四条第一項の規定により公安委員会の交通規制が行われることとなる事務若しくは事業に関するするもの又は第十四項第三号イからハまでに掲げる事項

二 第十四項第三号ロ又はハに掲げる事項
都道府県知事（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十二条の二第一項の規定に基づき条例を定めている都道府県の知事に限る。）

23 第二項第二号イ若しくはヘに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、歴史的風致維持向上施設（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）。以下「地域歴史的風致法」という。）第三条に規定する歴史的風致維持向上施設をいう。第六十二条の十五第一項において同じ。）の整備に関する事業に関する事項を記載することができる。

24 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域（都市再生緊急整備地域内にある土地の区域を除く。）のうち、都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき土地の区域であって、当該区域における都市開発事業の施行後の土地の高度利用及び公共施設の整備の状況その他の状況からみて、都市開発事業の施行に関連して当該区域内の一团の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理事業法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者）による歩行者の移動上の利便性及び安全性との向上のための経路の整備又は管理が必要となると認められるもの並びに当該経路の整備又は管理に関する事項を記載することができる。

25 第二項第四号に掲げる事項には、同項第一号の区域のうち、広場、街灯、並木その他の都市の居住者その他の者の利便の増進に寄与する施設等であつて国土交通省令で定めるもの（以下「都市利便増進施設」という。）の配置及び利用の状況その他の状況からみて、当該区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあっては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者）若しくは当該区域内の建築物の所有者又は第一百八十八条第一項の規定により指定された都市再生法人による都市利便増進施設の一体的な整備又は管理（当該都市利便増進施設を利用して行われるまちづくりの推進を図る活動であつて、当該一体的な整備又は管理の効果を増大させるために必要なものを含む。）

定期限が到来する日までの間に限り、都市再生整備計画に記載された市町村決定計画に係る都市計画の決定又は変更をすることができる。
 2 市町村（都市計画法第八十七条の二第一項の指定都市（以下この節において「指定都市」という。）を除く。）は、前項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとするときは、同法第十九条（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）に規定する手続を行うほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。
 3 都市計画法第十八条第四項の規定は、前項の協議について準用する。
 4 都市計画法第八十七条の二（第四項から第九項までの規定は、指定都市が第一項の規定により同法第十八条第三項に規定する都市計画の決定又は変更をしようとする場合について準用する。（施行予定者））
 第五十二条 前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画には、都市計画法第十一条第二項又は第十二条第二項に定める事項のほか、当該都市計画に係る都市施設に関する事項のほか、当該都市計画に係る市街地開発事業又は当該都市計画には、都市計画法第十二条第二項に定める事項の規定により市町村が決定又は変更をして、施行予定者を定めなければならない。
 2 前項の規定により施行予定者が定められた都市計画事業又は当該都市計画に係る市街地開発事業の施行予定者（当該市町村を施行予定者とするものに限る。）及びその期限を定めなければならない。
 3 前項の規定は、前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画に密接に連携するものとすること及び当該市町村以外の者を施行予定者として定めることができない。
 4 前項の規定は、前条第一項の規定により市町村が決定又は変更をする都市計画に密接に連携するものとすること及び当該市町村以外の者を施行予定者として定められ場合は、適用しない。この場合において、当該都市計画は、これを変更して、施行予定者を定めなければならないものとすることとなる。
 5 該市町村が施行予定者として定められた場合は、適用しない。（認可の申請義務）
 第五十三条 前条第一項の規定により施行予定者として定められた市町村は、その期限までに、都市計画法第五十九条第一項の規定による認可（都市再開発法第五十一条第二項その他の法律の規定により都市計画法第五十九条第一項の規定による認定による認可とみなされるものを含む。）の申請をしなければならない。

第二款 都市計画の決定等の要請及び提案

第五十四条 市町村（指定都市を除く。次項において同じ。）は、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、都市再生整備計画に記載された事業の実施に関連して必要となる都市計画第四条第三項の地域地区に関する都市計画（同法第十五条第一項の規定により都道府県が定めることとされている都市計画で政令で定めるものに限る。）の決定又は変更をすることを要請することができる。この場合においては、当該要請に係る都市計画の素案を添えなければならぬ。
 2 市町村は、第百七十七条第一項の規定により市町村都市再生協議会が組織されている場合において、前項の規定による要請（以下「計画要請」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該市町村都市再生協議会の意見を聴かなければならぬ。
 3 計画要請に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第十三条その他他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものでなければならぬ。（計画要請に対する都道府県の判断等）
 第五十五条 都道府県は、計画要請が行われたときは、遅滞なく、計画要請を踏まえた都市計画（計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市計画をいふ。以下同じ。）の決定又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市計画の決定又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。（計画要請を踏まえた都市計画の案の都道府県都市計画審議会への付議）
 第五十六条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画（当該計画要請に係る都市計画の素案の内容の全部を実現するものを除く。）の決定又は変更をしようとする場合は、当該都市計画の案に併せて、都市計画審議会に付議しよ（計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしない場合におけるべき措置）
 第五十七条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断

したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画要請をした市町村に通知しなければならない。
第五十七条の二 第百十九条第三号（口に係る部分に限る。）又は第五号に掲げる業務として公共施設又は同条第三号口の国土交通省令で定める施設の整備又は管理を行なう第百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人は、市町村に対し、これらの施設の整備又は管理を行なうために必要な次に掲げる都市計画の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市計画の素案を添えなければならない。
 2 都市計画法第十二条の四第一項第一号から第四号までに掲げる計画に関する都市計画（二）次に掲げる都市計画で都市計画法第十五条第一項の規定により市町村が定めることとされているもの）
 3 都市施設で政令で定めるものに関する都市計画（口その他政令で定める都市計画）
 4 市町村は、第一項の規定により国道の新設又は国道の維持等を行なう国道の新設等を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
 5 第一項の規定により市町村が行なう国道の新設等又は国道の維持等に要する費用は、当該市町村の負担とする。（不服申立て）
 第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わってした処分に不服がある者は、当該市町村の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。（事務の区分）
 第六十条 第五十八条の規定により国道に係る市町村が処理することとされている事務（費用の負担及び徴収に関するものを除く。）は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。（道路法の適用）
 第六十一条 第五十八条第四項の規定により道路管理者に代わってその権限を行なう市町村は、道路法第八章の規定については、道路管理者とみなす。

らず、都市再生整備計画に記載された市町村に係る事項に係る国道の新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村に係る事項に係る国道の新設等又は都市再生整備計画に記載された市町村に係る事項に係る国道の新設等又は、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。（都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案）
第五十七条の二 第百十九条第三号（口に係る部分に限る。）又は第五号に掲げる業務として公共施設又は同条第三号口の国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽易なものについては、この限りでない。
 2 都道府県は、前項の規定により国道の新設又は、あらかじめ、都道府県都市計画審議会に当該計画要請に係る都市計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。（都市再生推進法人による都市計画の決定等の提案）
 第五十八条 市町村（道法第十七条第一項の指定市を除く。以下この款において同じ。）は、都市再生整備計画の計画期間内に限り、同法第十二条第一項及び第二項並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかる（道法第十七条第一項、第十五条並びに第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都市計画の案を都道府県都市計画審議会に付議しよ（計画要請を踏まえた都市計画の決定等をしない場合におけるべき措置）
 第五十九条 都道府県は、計画要請を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断

二、道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。

三、その他の安全かつ円滑な交通を確保するためのもの(二項に規定するものを除く。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第三十二条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

二、道路法第三十三条第一項の政令で定める基準に適合するものであること。

三、その他の安全かつ円滑な交通を確保するためのもの(二項に規定するものを除く。)で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

二、道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

前二項の規定は、特例道路占用区域の指定の変更又は解除について準用する。

四、第一項の許可に係る道路法第三十二条第二項及び第八十七条第一項の規定の適用については、同法第三十二条第二項中「申請書を」とあるのは「申請書に、都市再生特別措置法第四十六条第十項の措置を記載した書面を添付して、「と、同法第八十七条第一項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路交通環境の維持及び向上を図る」とする。

(都市公園の占用の許可の特例等)

第五款 都市公園法の特例等

第六十二条の二 第四十六条第十二項に規定する事項又は同条第十四項第一号に定める事が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段(同条第二十九項において準用する場合を含む。)の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、同法第七条の規定にかかるらず、当該占用が第四十六条第十二項又は第十四項第一号

2 の施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるものとする。

第四十六条第十四項第一号イに掲げる事項が記載された都市再生整備計画が同条第二十八項前段（同条第二十九項において準用する場合を含む。）の規定により公表された日から二年以内に当該都市再生整備計画に基づく都市公園法第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

（公園施設設置管理協定）

第六十二条の三 第四十六条第十四項第二号ロに掲げる事項に係る都市公園の公園管理者は、都市再生整備計画に基づき、一体型事業実施主体等と滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理に関する協定（以下「公園施設設置管理協定」という。）を締結するものとする。

2 公園施設設置管理協定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の目的

二 滞在快適性等向上公園施設の場所

三 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の期間

四 滞在快適性等向上公園施設の構造方法

五 滞在快適性等向上公園施設の工事実施の方法

六 滞在快適性等向上公園施設の工事の時期

七 滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理のための都市公園の使用の対価として一体型事業実施主体等が支払う使用料（第六十二条の五第三項において単に「使用料」という。）の額

八 特定公園施設の建設に関する事項（当該特定公園施設の建設に要する費用の負担の方法を含む。）

九 公園利便増進施設等の設置に関する事項

十 都市公園の環境の維持及び向上を図るために清掃その他の措置であつて滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理及び公園利便増進施設等の設置に伴い講ずるもの（第六十二条の五第一項において「都市公園の環境の維持向上のための清掃等」という。）に関する事項

十一 公園施設設置管理協定の有効期間

十二 公園施設設置管理協定に違反した場合の措置

十三 その他の国土交通省令で定める事項
前項第十一号の有効期間は、二十年を超えないものとする。

4 公園管理者は、一体型事業実施主体等と公園施設設置管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該一体型事業実施主体等が当該公園施設設置管理協定の目的となる滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理を行うため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

二 当該公園施設設置管理協定の日並びに第二項各号のいずれかに該当するものであること。

三 当該一体型事業実施主体等が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

4 公園管理者は、一体型事業実施主体等と公園施設設置管理協定を締結したときは、その締結の日並びに第二項第二号の場合及ぼ同項第十一号の有効期間を公示しなければならない。

(公園施設設置管理協定の変更)

第五条 第六十二条の四 前条第四項及び第五項の規定は、公園施設設置管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に該当すること並びに当該公園施設設置管理協定の変更をすることについて、都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること」と読み替えるものとする。(滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理の許可等)

第六十二条の五 公園施設設置管理協定を締結した一体型事業実施主体等(以下「協定一体型事業実施主体等」という。)は、当該公園施設設置管理協定(変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて、滞在快適性等向上公園施設の設置又は管理、特定公園施設の建設、公園利便増進施設等の設置及び都市公園の環境の維持向上のための清掃等(第百十九条第六号において「滞在快適性等向上公園施設の設置等」という。)をしなければならない。

公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき都市公園法第

五条第一項の許可の申請があつた場合においては、当該許可に与えなければならない。

第五条第一項の許可を与えた場合には、当該許可に係る使用料の額は、公園施設設置管理協定に記載された使用料の額（当該額が同法第十八条の規定に基づく条例（国の設置に係る都市公園にあっては、同条の規定に基づく政令）で定める額を下回る場合には、当該条例又は当該政令で定める額）とする。

第六十二条の三第五項の規定による公示があつたときは、協定一体型事業実施主体等以外の者は、その公示に係る同条第二項第二号の場所（前条において準用する第六十二条の三第五項の規定による公示があつたときは、その公示に係る同号の場所）については、都市公園法第五条第一項の許可の申請をすることができない。（地位の承継）

第六十二条の六 協定一体型事業実施主体等の一般承継人は、公園管理者の承認を受けて、当該協定一体型事業実施主体等が有していた公園施設設置管理協定に基づく地位を承継することができる。（公園施設設置管理協定に係る滞在快適性等向上公園施設の設置基準等の特例）

第六十二条の七 公園施設設置管理協定に基づき滞在快適性等向上公園施設を設ける場合における都市公園法第四条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「動物園を設ける場合」とあるのは、「動物園を設ける場合 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の三第一項に規定する公園施設設置管理協定に基づき同法第四十六条第十四項第二号ロに規定する滞在快適性等向上公園施設を設ける場合」とする。

公園管理者は、協定一体型事業実施主体等から公園施設設置管理協定に基づき公園利便増進施設等のための都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の許可の申請があつた場合においては、同法第七条の規定にかかるわらず、当該占用が第四十六条第十四項第二号ロ（2）の政令で定める施設等の外観及び構造、占用に関する工事その他の事項に関し政令で定める技術的基準に適合する限り、当該許可を与えるなければならない。

限道路に接して設けることを制限する旨（当該駐車場出入口制限道路に接して当該駐車施設の自動車の出入口を設けることがやむを得ないと認められる場合として条例で定める場合においては当該制限を適用しない旨を含む。）をと、同項目「前条第一項の地区若しくは区域内又は第二項の滞在快適性等向上区域の区域内」と、「地区又は地域内の」とあり、及び「地区内の」とあるのは「滞在快適性等向上区域の区域内」とする。

第八款 普通財産の活用

第六十二条の十三 一体型事業実施主体等は、都市再生整備計画の期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第四十六条第十四項第四号に定める事項に基づき普通財産を使用することができる。この場合において、一体型事業実施主体等は、当該普通財産の存する地域の環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であつて当該普通財産の使用に伴い必要となるものを併せて講ずるものとする。

第九款 景観計画の策定等の提案

第六十二条の十四 都市再生整備計画において滞在快適性等向上区域が定められたときは、一体型事業実施主体等は、景観法（平成十六年法律第二百十号）第七条第一項に規定する景観行政団体に対し、当該滞在快適性等向上区域における良好な景観の形成を促進するために必要な景観計画（同法第八条第一項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）の策定又は変更を提案することができる。この場合においては、当該提案に係る景観計画の素案を添えなければならぬ。

2

第五章 第二十三条に規定する事項が記載されたものに限る。）の提出（第三項において「都市再生整備計画の提出」という。）に併せて地域歴史的風致法第五条第一項の規定による歴史的風致維持向上計画（同条第二項第三号ロに掲げる事項として歴史的風致維持向上施設整備事業（第四十六条第二十三項に規定する事項に係る歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項をいう。第三項において同じ。）が記載されたものに限る。）の認定の申請があつた場合においては、遅滞なく、当該歴史的風致維持向上計画の写しを文部科学大臣及び農林水産大臣に送付するものとする。

2

町村の条例で定めるもの（以下この条において「住宅等」という。）の建築の用に供する目的で行う開発行為（政令で定める戸数未満の住宅の建築の用に供する目的で行うものにあっては、その規模が政令で定める規模以上のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、都市計画法第二十九条第一項第一号の規定は適用せられず、特定開発行為及び特定建築等行為（住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくは建築物の用途を変更して住宅等とする行為（当該政令で定める戸数未満の住宅に係るもの）を除く。）をいう。第九十二条において同じ。）については、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、同法第三十四条及び第四十三条の規定（同条第一項の規定に係る罰則を含む。）を適用する。（二）の場合において、同法第三十四条中「開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「次の各号」とあるのは、「第八号の二、第十号又は第十二号から第十四号まで」と、同法第四十三条第一項中「第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設しては」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条に規定する住宅等（同条の政令で定める戸数未満の住宅を除く。以下この項において「住宅等」という。）を新築しては」と、「同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物」とあるのは、「住宅等」と、同条第二項中「第三十四条」とあるのは、「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する第三十四条」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十二条 特定開発行為及び特定建築等行為に

第九十二条 特定開発行為及び特定建築等行為について、居住調整地域を市街化調整区域とみなして、大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第十三条第十項から第十二項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「開発行為（同法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。）」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条に規定する特定開発行為」と、「同法」とあるのは「都市計画法」と、同項及び同条第十一項中「第三十四条」とあるのは「都市再生特別措置法第九十条の規定により読み替えて適用する都市計画法第三十四条」とする。

の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十号）第七条、地域再生法（平成十四年法律第二十四号）第十条の七第一項、地域歴史的風致法第二十八条第二項並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第五条第八項、第十四条第二項及び第四十二条第一項の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。

前条第一項の規定によりその長が開発許可申請係務事を処理する市町村は、幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の二第四項及び第十条

第四款 居住環境向上用途誘導地区

機能誘導区域に係る誘導施設又は当該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備に関するものに限る)であつて、当該都市開発事業を施行する土地(水面を含む。)の区域(以下「誘導事業区域」という。)の面積が政令で定める規模以上のもの(以下「誘導施設等整備事業」という。)を施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該誘導施設等整備事業に関する計画(以下「民間誘導施設等整備事業計画」という。)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2 前項の認定(以下「誘導事業計画の認定」という。)の申請は、当該申請に係る誘導施設等整備事業に係る立地適正化計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)を経由して行わなければならない。この場合において、計画作成市町村は、当該民間誘導施設等整備事業計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

る事項を記載しなければならない。

二 三 誘導施設の概要 建築物及びその敷地の整備に関する事業の

四 公共施設の整備に関する事業の概要及び当 概要

該公共施設の管理者又は管理者となるべき者
工事着手の時期及び事業施行期間
六月他 収得計画

八七六
用地取得計画
資金計画

（民間誘導施設等整備事業計画の認定基準等）

第三回　本多國二郎の道化と吉田家　事実語　四の話
定の申請があつた場合において、当該申請に係る民間誘導施設等整備事業計画が次に掲げる基

準に適合すると認めるときは、誘導事業計画の認定をすることができる。

一、当該誘導施設等整備事業が、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図る上で効果

的であり、かつ、立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域を含む都市の再生に著し

く貢献するものであると認められること。
二 当該誘導施設等整備事業が、立地適正化計

市機
画に記載された第八十一条第二項第三号に掲げる事項に照らして適切なものであること。

三 当該地区における市街地の環境を確保するため必要な場合にあつては、建築物の高さの最高限度

第三節の二 都市計画法の特例

第一百九条の二 第八十九条第九項に規定する事項

には、同項に規定する事業の実施に係る都市計画法第五十九条第一項の認可に関する事項を記載することができる。

市町村長は、立地適正化計画に前項に規定する事項を記載しようとするときは、当該事項について、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事（次の各号に掲げる事項にあつては、都道府県知事及びそれ専用各号に定める者）に協議をし、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

一 都市計画法第五十九条第六項に規定する公用の用に供する施設を管理する者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項 当該公共の用に供する施設を管理する者

二 都市計画法第五十九条第六項に規定する土地改良事業計画による事業を行う者の意見の聴取を要する場合における同条第一項の認可に関する事項 当該土地改良事業計画による事業を行う者

三 前条第一項に規定する事項が記載された立地適正化計画が第八十一条第二十三項（同条第二十四項において準用する場合を含む。）の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る同条第九項に規定する事業を実施する市町村に対する都市計画法第五十九条第一項の認可があつたものとみなす。

第四節 立地誘導促進施設協定

（立地誘導促進施設協定の締結等）

第一百九条の四 立地適正化計画に記載された第八十一条第十項に規定する区域内の一团の土地の所有者及び借地権等を有する者（土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地の所有者及び借地権等を有する者。以下「土地所有者等」という。）は、その全員の合意により、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する協定（以下「立地誘導促進施設協定」といふ）を締結することができる。

ただし、当該土地（同法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する從前の土地）の

区域内に借地権等の目的となつている土地がある場合においては、当該借地権等の目的となつてある土地の所有者の合意を要しない。

一 立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域（以下この節において「協定区域」という。）並びに立地誘導促進施設の種類及び位置

二 次に掲げる立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの（前号の立地誘導促進施設の概要及び規模又は管理に関する事項）

ハ その他立地誘導促進施設の一体的な整備

又は管理に関する事項

三 立地誘導促進施設協定の有効期間

四 立地誘導促進施設協定に違反した場合の措置

ハ その他立地誘導促進施設の一體的な整備

又は管理に関する事項

二 二項を除く。）の規定は、立地誘導促進施設協定について準用する。この場合において、同条第三項中「前項各号」とあるのは、「第一百九条の四第二項各号」と、同項及び第四十五条の十一第一項及び第二項第一項に規定する協定区域を除く。）の規定により立地誘導促進施設協定の内容からみてその者に対する参加を認めることができると認めるときは、あつせんを行うことができる。

（立地誘導促進施設協定の認可の取消し）

二 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域内の土地所有者の承諾を得るために必要なあつせんを行ふべき旨を申請することができる。

（立地誘導促進施設協定による土地所有者の承諾）

（立地誘導促進施設協定への参加のあつせん）

一 権利設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が権利設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積又は建物の所

在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地又は建物について権利設定等を行う者の氏名

又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受けた場合において、当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権による権利の種類、内容（土地又は建物の利用目的を含む。）始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては相当であり、かつ、当該立地誘導促進施設協定への参加が前項第三項において準用する第四十五条の第四項各号（第一号を除く。）に掲げる要件に照らして相当であり、かつ、当該立地誘導促進施設協定の内容からみてその者に対する参加を認めることができる。

（立地誘導促進施設協定の認可の取消し）

二 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域内の土地所有者の承諾を得るために必要なあつせんを行ふべき旨を申請することができる。

（立地誘導促進施設協定による土地所有者の承諾）

二 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域内の土地所有者の承諾を得るために必要なあつせんを行ふべき旨を申請することができる。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画における権利設定等）

一 居住誘導区域等権利設定等促進計画における権利設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が権利設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積又は建物の所

在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地又は建物について権利設定等を行う者の氏名

又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受けた場合において、当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権による権利の種類、内容（土地又は建物の利用目的を含む。）始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては相当であり、かつ、当該立地誘導促進施設協定への参加が前項第三項において準用する第四十五条の第四項各号（第一号を除く。）に掲げる要件に照らして相当であり、かつ、当該立地誘導促進施設協定の内容が第百九条の四第三項において準用する第四十五条の第四項各号（第一号を除く。）に掲げる要件に照らして相当である。

（居住誘導区域等権利設定等促進計画における権利設定等）

二 市町村長は、前項の規定による申請があつた場合において、当該協定区域内の土地所有者の承諾を得るために必要なあつせんを行ふべき旨を申請することができる。

(居住誘導区域等権利設定等促進計画の公告)
第一百九条の九 市町村は、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第九条の八 立地適正化計画に記載された居住誘導区域等権利設定等促進事業区域内の土地又は当該土地に存する建物について地上権、賃借権、使用貸借による権利又は所有権を有する者及び当該土地又は建物について権利設定等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めることにより、その協定の目的となつてゐる土地又は建物について、居住誘導区域等権利設定等促進計画を作成すべきことを市町村に対し要請することができ

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第一号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定する土地又は建物の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができるとの認められること。

五 前項第二号に規定する土地に定着する物件（同号に規定する建物を除く。）ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

第一百九条の十一 第百九条の九の規定による公告があつた居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。

の援助等)
第二百九条の十四 第八十五条第十四項の規定により立地適正化計画に低未利用土地利用等指針に関する事項が記載されているときは、市町村は、当該低未利用土地利用等指針に即し、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等に対し、住宅又は誘導施設の立地及び立地の誘導を図るために必要な低未利用土地の利用及び管理に関する情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。
市町村は、前項の援助として低未利用土地の利用の方法に関する提案又はその方法に関する提

利用すべきことを勧告することができる。
(居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地等に関する情報の利用等)

第二百九条の十三 市町村長は、この節の規定の施行に必要な限度で、その保有する居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地(溢水、湛水、津波、高潮その他による災害の防止又は軽減を図るための措置が講じられた、又は講じられるものに限る。次項において同じ。)及び当該土地に存する建物に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

市町村長は、この節の規定の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対しても、居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地及び当該土地に存する建物に関する情報の提供を求めることができる。

第百九条の十二 市町村長は、権利設定等を受けた者が居住誘導区域等権利設定等促進計画に記載された土地又は建物の利用目的に従つて土地又は建物を利用していいないと認めるときは、当該権利設定等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて土地又は建物を

第一百九条の十一 第百九条の九の規定による公告があつた居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の特例を定めることができる。

定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定さ

二 前号に規定する者が権利設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積又は建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地又は建物について権利設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が設定又は移転を受けた地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地又は建物の利用目的を含む）、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合にあっては地代又は借賃及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地又は建物の利用目的

第百九条の十五 市町村は、立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地及び当該土地に存する建物を対象として低未利用土地権利設定等促進事業を行おうとするときは、当該低未利用土地権利設定等促進事業に関する計画（以下「低未利用土地権利設定等促進計画」という。）を作成することができる。
低未利用土地権利設定等促進計画においては、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載することができる。
低未利用土地権利設定等を受ける者の氏名又は名称及び生財産

3 市町村長は、立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の低未利用土地の所有者等が当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行わないため、悪臭の発生、堆積した廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する廃棄物をいう。）の飛散その他の事由により当該低未利用土地の周辺の地域における住宅又は誘導施設の立地又は立地の誘導を図る上で著しい支障が生じていると認めるときは、当該所有者等に対し、当該低未利用土地利用等指針に即した低未利用土地の管理を行うよう勧告することができ

知識を有する者の派遣を行うため必要があると認めるときは、都市計画法第七十五条の五第一項の規定により指定した都市計画協力団体に必要な事項を定め、

四 前項第二号に規定する建物ごとに、同項第一号に規定する者、当該建物について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該建物について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

五 前項第二号に規定する土地に定着する物件（同号に規定する建物を除く。）ごとに、当該物件について所有権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めの登記又は処分の制限の登記に係る権利を有する者の全ての同意が得られていること。

六 前項第一号に規定する者が、権利設定等が行われた後において、同項第二号に規定する土地又は建物を同項第四号又は第五号に規定すること。

3
六
その作成料金等に係る決算額は、
事項として国土交通省令で定める事項
低未利用土地権利設定等促進の事項
げる要件に該当するものでなければならない。
一 低未利用土地権利設定等促進計画の内容が
立地適正化計画に記載された第八十一条第十一
五項に規定する低未利用土地権利設定等促進
事業に関する事項に適合するものであること。
二 低未利用土地権利設定等促進計画において、居住誘導区域にあっては住宅又は住宅の
立地の誘導の促進に資する施設等の、都市機能
誘導区域にあっては誘導施設又は誘導施設
の立地の誘導の促進に資する施設等の整備を
図るために行う権利設定等又はこれと併せて行
う当該権利設定等を円滑に推進するために必
要な権利設定等が記載されていること。
三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一
号に規定する者並びに当該土地について所
有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借によ
る権利又はその他の使用及び収益を目的とす
る権利を有する者の全ての同意が得られて
ること。

並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

する土地又は建物の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができ

該跡地等の所有者等と次に掲げる事項を定めた協定（以下「跡地等管理等協定」という。）を締結して、当該跡地等に係る跡地等の管理等を

は保存樹林として指定されたものについての同法の規定の適用については、同法第五条第一項中「所有者」とあるのは「所有者及び都市再生

第一百九条の十六 立地適正化計画に記載された低未利用土地権利設定等促進事業区域内の土地又

あると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、低未利用土地及び低未利用土地に存する建物に関する情報の提供を求めることができる。

一 跡地等の管理等協定の目的となる跡地等（以下この条において「協定跡地等」という。）
二 協定跡地等に係る跡地等の管理等の方法に関する事項

十一条第一項に規定する都市再生推進法人等（以下「都市再生推進法人等」という。）と、同法第六条第一項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市再生推進法人等」と、同法第九条中「所有者」とあるのは「所有者又は都市再生

林作付林作付。小林作付林作付。不作付林作付。及び当該土地又は建物について権利設定等を受けようとした者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号から第五号までに規定する者の全ての同意を得たときは、国土交通省令で定めるところにより、その協定の目的となつている土地又は建物につき、低未利用土地権利設定等促進計画を作成すべきことを市町村に対し要請することができること。

(跡地等の管理等に関する市町村の援助等)
第二百十一条 第八十一一条第十六項の規定により立地適正化計画に跡地等管理等区域及び跡地等管理等指針に関する事項が記載されているときは、当該市町村は、当該跡地等管理等指針に即し、当該跡地等管理等区域内の跡地等の所有者等に対し、当該跡地等の管理等を行るために必要な情報の提供、指導、助言その他の援助を行うものとする。

三
廿七回
施設の整備に関する事項

四 跡地等管理等協定の有効期間

五 跡地等管理等協定に違反した場合の措置

六 跡地等管理等協定については、協定跡地等の所有者等の全員の合意がなければならぬ。跡地等管理等協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 立地適正化計画に記載された第八十一条第十六項に規定する事項に適合するものである。

（緑地保全・綠化推進法人の業務の特例）
第一百五十三条 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・綠化推進法人（同定法第七十条第一号イに掲げる業務を行うものに限る。）は、同法第七十条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。
一 跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等を行うこと。
二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（低未利用土地権利設定等促進計画の公告）
第一百九条の十七 市町村は、低未利用土地権利設定等促進計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

地等管理等区域内の跡地等の所有者等が当該跡地等管理等指針に即した跡地等の管理を行わなければならぬため、当該跡地等の周辺の生活環境及び美観風致が著しく損なわれていると認めるときは、当該所有者等に対し、当該跡地等管理等指針に即した跡地等の管理を行うよう勧告することがある。

二 協定跡地等の利用を不當に制限するものでないこと。
三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

前項の場合においては、都市緑地法第七十一
条中「前条第一号」とあるのは、「前条第二号」
又は都市再生特別措置法第百十五条第一項第一
号」とする。

第一百九条の十八 前条の規定による公告があつたときは、その公告があつた低未利用土地権利設定等促進計画の定めるところによつて地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転し、又は所有権が移転する。
(登記の特例)

(跡地等管理等協定の締結等)
第一百十一条 市町村又は都市再生推進法人等（第一百八十八条第一項の規定により指定された都市再生推進法人、都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第一百十五条第一項に規定する業務を行うもの）

4 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。
(跡地等管理等協定の認可)

第一百六十二条 景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構は、同法第九十三条各号に掲げる業務のほか、跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理等を行なうことができる。

告があつた低未利用土地権利設定等促進計画に係る土地又は建物の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。
(勧告)

る。以下この項において「緑地保全・緑化推進法人」という。(又は景観法第九十二条第一項の規定により指定された景観整備機構(第百六十六条第一項に規定する業務を行うものに限る。以下この項において「景観整備機構」とい

二 申請手続が法令に違反しないこと。
一 跡地等管理等協定の内容が、前条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

条第一項に規定する業務」とする。

た者が低未利用土地権利設定等促進計画に記載された土地又は建物の利用目的に従つて土地又は建物を利用していないと認めるときは、当該権利設定等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて土地又は建物を利用すべきことを勧告することができる。

う。）をいう。（以下同じ。）は、立地適正化計画に記載された跡地等管理等区域内の跡地等（緑地保全・緑化推進法人にあっては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあっては景観計画区域内にあるものに限る。）を適正に管理し、又は跡地（緑地保

第百十三條 第百十一条第二項から第四項まで及び前条の規定は、跡地等管理等協定において定めた事項を変更しようとするとする場合について準田する。
(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

に立地適正化計画及びその実施に関する必要な協議を行うため、市町村都市再生協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）を組織することができる。

(低未利用土地等に関する情報の利用等)

全・緑化推進法人にあつては都市緑地法第三条第一項に規定する緑地であるものに、景観整備機構にあつては景観計画区域内にあるものに限り(。)における緑地等の整備等をするため、当

第一百四十四条 都市再生推進法人等が跡地等管理等協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で、本市の美観風致を維持するための樹木の保存にに関する法律第二条第一項の規定に基づき保存樹木

三　密集市街地整備法第三百条第一項の規定により当該市町村の長が指定した防災街区整備指定した都市再生推進法人
推進機構

四 中心市街地の活性化に関する法律（平成十九年法律第九十二号）第六十一条第一項の規定により当該市町村の長が指定した中心市街地整備推進機構

五 景観法第九十二条第一項の規定により当該市町村の長が指定した景観整備機構

六 地域歴史的風致法第三十四条第一項の規定により当該市町村の長が指定した歴史的風致維持向上支援法人

七 前各号に掲げる者のほか、第二号から前号までに掲げる者に準ずるものとして国土交通省令で定める特定非営利活動法人等前項各号に掲げる者は、必要があると認めるときは、協議して、市町村協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 関係都道府県、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は民間都市機構

二 当該都市再生整備計画の区域内において公共公益施設の整備若しくは管理を行い、若しくは都市開発事業を施行する民間事業者又は誘導施設若しくは誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業を施行する民間事業者（次項において「誘導施設等整備民間事業者」という。）

三 関係する公共交通事業者等（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二条第二号に規定する公共交通事業者等をいう。）又は関係する道路管理者、公園管理者その他の公共施設の管理者若しくは関係する公安委員会

四 その他都市再生整備計画及びその実施、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理又は立地適正化計画及びその実施に関し密接な関係を有する者誘導施設等整備民間事業者であつて市町村協議会の構成員でないものは、第一項の規定により市町村協議会を組織する同項各号に掲げる者に対して、自己を市町村協議会の構成員として加入することを申し出ることができる。

五 市町村協議会は、必要があると認めるときには、関係行政機関（第四十六条第二項第二号イからヘまでに掲げる事業（これらの事業と一体となつてその効果を増大させることとなる事業等を含む。）を実施し、又は実施することが見掲げる者は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならない。

込まれる者、都市再生整備計画に基づく事業により整備された公共公益施設の管理者及び第八十一条第二項第四号イからハまでに掲げる事業等を実施し、又は実施することが見込まれる者に対して、資料の提供、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 市町村協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

7 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、市町村協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるものほか、市町村協議会の運営に関する必要な事項は、市町村協議会が定める。

第八章 都市再生推進法人

(都市再生推進法人の指定)

第一百八条 市町村長は、特定非営利活動促進法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第一百十九条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 次に掲げる事業を施行する民間事業者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

イ 第四十六条第一項の土地の区域における都市開発事業であつて都市再生基本方針に基づいて行われるもの

ロ 立地適正化計画に記載された居住誘導区域内における都市開発事業であつて住宅の整備に関するもの

ハ 立地適正化計画に記載された誘導施設又は當該誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設の整備に関する事業

二 一 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における低未利用土地の利用又は管理に関する事業

二 二 立地適正化計画に記載された跡地等の管理等に関する事業

三 三 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内における居住誘導区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域等の区域内における跡地等の管理等に関する事業

四 四 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。

イ 五 第一号の事業

ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業

六 六 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

七 七 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画に記載された居住誘導区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者（所有者が二人以上いる場合にあっては、その全員）との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。

八 八 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。

九 九 等向公園施設の設置等を行うこと。

十 十 正化計画に記載された居住誘導区域若しくは都市機能誘導区域の魅力及び活力の向上に資する次に掲げる活動を行うこと（第三号から第八号までに該当するものを除く）。

イ イ 滞在快適性等向上施設等その他の滞在者等の快適性の向上又は利便の増進に資する施設等の整備又は管理

ロ ム 滞在者等の滞在及び交流の促進を図るための広報又は行事の実施その他の活動

十一 第六十二条の八第一項の規定による道路の使用の許可に係る申請書の経由に関する事務を行うこと。

十二 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

十三 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。

十四 第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。

十五 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域又は立地適正化計画の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

(推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例)

第一百二十条 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第一項の規定は、推進法人に対し、前条第四号に掲げる業務(同条第三号イに掲げる事業のうち都市再生整備計画に記載された公共施設の整備に関する事業及び同号ロに掲げる事業に係るものに限る。)の用に供させるために同項に規定する土地を有償で譲り渡そうとする者については、適用しない。

(監督等)

第一百二十一 条 市町村長は、第一百九条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対してその業務に關し報告をさせることができる。

2 市町村長は、推進法人が第一百十九条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営状況の改善に關し必要な措置を講ずべきことを命ぜることができる。

3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第一百八十八条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(民間都市機構の行う推進法人支援業務)

第一百二十二条 民間都市機構は、第二十九条第一項、第七十一条第一項、第七十八条第一項及び

第九章 雜則

(区 分経理) 第九章 雜則

第一百二十四条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法により支援するものに限る。次条において同じ。）及び第七十七条第一項第一号に掲げる業務（同号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援するものに限る。次条において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

(第二十九条第一項第一号に掲げる業務等に要する資金に係る債券の発行額の特例等)

第一百五十五条 民間都市機構は、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十七条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるためには、民間都市開発法第八条第二項に定める限度を超えて同項の規定による債券を発行することができる。

2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第二十九条第一項第一号に掲げる業務及び第七十七条第一項第一号に掲げる業務に要する資金の財源に充てるための民間都市開発法第八条第一項の規定による借入金又は同条第二項の規定による債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に係る特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

(関係者の連携及び協力)

第一百一十五条の二 国 地方公共団体、推進法人、都市開発事業を施行する民間事業者その他の関係者は、都市の滞在者等の快適性の向上又是利便の増進その他の都市の魅力及び活力の向上を図るために、多様な主体が相互に連携及び協力を図ることが重要であることに鑑み、都市の再生に資する情報の共有その他相互の連携及び協力を努めるものとする。

(権限の委任)

第一百二十六条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局长に委任することができる。

(命令への委任)

第一百一十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定

第一百一十八条（経過措置）

第一百二十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十二条の九第一項又は第二項（これら規定を第六十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第六十二条の九第一項又は第二項に規定する行為をしたとき。

二 第六十二条の十第二項又は第三項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第二項又は第三項に規定する行為をしたとき。

三 第六十二条の十第五項の規定による市町村長の命令に違反したとき。

第一百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条、第六十七条又は第九十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

三 第八十八条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同条第一項本文又は第二項に規定する行為をした者

第一百三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

（検討）

附 则

（施行期日）

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
第三条 (民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)
第二十条第一項の申請は、令和九年三月

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(民間都市再生事業計画の認定を申請する期限)

第三条 第二十一条第一項の申請は、令和九年三月三十一日までに限り行うことができる。

附 則 (平成一四年七月二日法律第八五号) 抄

附 則 (平成一五年五月一六日法律第四一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百八十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一〇〇号) 抄

により都市再生基本方針が定められるまでの間は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法（以下「旧法」という。）第十四条の規定により定められている都市再生基本方針は、新法第十四条の規定により定められた都市再生基本方針とみなす。

第一条 (施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第二百五号）の公布の日又はこの法律の公布の日

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄
(施行期日)

日を経過した日から施行する。
附 則（平成二三年八月三〇日法律第一五二号）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
(施行期日)
(五号)
押

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法別表第一「公営住宅法」（昭和二十六年法）

律第百九十三号)の項及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の項の改正規定に限る。、第二(ドミ)、(他行ふる事の外の建物)

る)、第十六条(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く)、第五十九条、第六十五条(農地

法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農業生産の活性化等のための支援等に関する規則）

林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。)、第九十八条(公當住宅法第六条、第七条及び附則

第二項の改正規定を除く。)、第九十九条(道
路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二
五条、第二十六条、第二十七条、第二十九条

十七条（第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第二百二条（道路整備特別措置法第三条、第四

条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百四条、

第一百十条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四十二条、第一百二十一条（都市再開発法第三百三十三

条の改正規定に限る。）、第一百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規

定に限る)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る)、第一百三

十三条、第二百四十二条、第二百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第二百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十五条）まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、
、第二百五十三条、第二百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第五十一条第一項の改正規定に限る。）、第二百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。）、第二百五十九条、第二百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第二百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されいないときは」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第二百六十三条、第二百六十六条、第二百六十七条、第二百七十二条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第二百七十五条及び第二百八十六条（ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条、（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る。）、第九十二条（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第二百五十三条、第二百五十五条及び第二百五十八条の規定、公布の日から起算して三月を経過した日

八条の改正規定に限る)、第十四条(地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八条)の項、都市計画法(昭和四十三年法律第七百号)の項、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、環境基本法(平成五年法律第九十一条)の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項及び別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の項、密集市街地における防火街区内の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八条)の項の改正規定に限る)、第七条から第十九条まで、第二十二条(児童福祉法第二十二条の五六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十四条の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る)、第二十三条から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条(社会保障法第六十一条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る)、第三十五条、第三十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く)、第三十九条、第四十三条(職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十三条の二の改正規定に限る)、第五十一条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四条の改正規定に限る)、第五十四条(障害者自立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規定を除く)、第六十五条(農地法第三条第一項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の改正規定を除く)、第八十七条から第九十二条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三及び第四十八条の三の改正規定に限る)、第一百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規定に限る)、第一百二条(道路整備特別措置法第十八条から第二十二条まで、第二十七条、第四十九条及び第五十条の改正規定に限る)。

正規定を除く)、第一百七条、第一百八条、第一百五十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び第十七条の改正規定に限る)、第一百六十六条(流通業務市街地の整備に関する法律第三条の二の改正規定を除く)、第一百八十七条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及び第十八条の改正規定に限る)、第一百二十条(都市計画法第六条の二、第七条の二、第八条、第十一条の二から第十二条の二まで、第十三条の四、第十二条の五、第十二条の十、第十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条及び第五十八条の二の改正規定を除く)、第一百二十一条(都市再開発法第七条の四から第七条の七まで、第六十条から第六十二条まで、第六十六条、第九十八条、第九十九条の八、第一百三十九条の三、第一百四十一条の二及び第一百四十二条の改正規定に限る)、第一百二十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定を除く)、第一百二十八条(都市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定を除く)、第一百三十一条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条、第二十六条、第六十四条、第六十七条、第一百四三条及び第一百九十九条の二の改正規定に限る)、第一百四十五条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八条及び第二十一条から第二十三条までの改正規定に限る)、第一百四十九条(密集市街地における防火街区の整備の促進に関する法律第二十条、第二十一条、第二百九十九条、第二百九十二条、第二百九十七条、第二百三十三条、第二百四十九条、第二百八十三条、第三百十一条及び第三百十八条の改正規定に限る)、第一百五十五条(被災市街地復興特別措置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除く)、第一百四十六条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の改正規定に限る)、第一百五十六条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定を除く)、第一百五十七条(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く)、並びに同法第十二条及び第十三

条の改正規定に限る。）、第一百六十二条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事項）

の前日までの間における都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号の規定の適用について

(政令への委任)
第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則(平成二年三月三日)

成二三年一二月一四日法律第

第一条ただし書に規定する日前である場合に
は、第百五十五條のうつ、都市再生特則措置法
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条
の規定（本文）

の規定 公布の日

(施行期日) 号

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月三十日までの範囲内において法令第二百二十九条第一項の規定による

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 (経過措置) この法律による改正後の都市再生特別措

置法（以下「新法」という。）第十四条又は第五条の規定により都道府県基準又は地方法

十五条の規定により都市再生基本方針又は地域整備方針が定められるまでの間は、この法律の

施行の際現にこの法律による改正前の都市再生特別措置法第十四条又は第十五条の規定により

定められている都市再生基本方針又は地域整備方針は、所定第十四条又は第十五条の規定に

方針は、新潟第十四条又は第十五条の規定により定められた都市再生基本方針又は地域整備方

針とみなす。
(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な整備措置は、政令で定める。

（検討）
行は開し必要が絶道打置け 政令で定める

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年五月二九日法律第二〇一五号）

(施行期日) ○号 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えたハ範囲内において政令で定める日から

施行する。

卷之三

3 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月一日法律第三八号）抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 (政令への委任) この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
附 則（平成二十九年五月一二日法律第二
六号）抄
(施行期日)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二八年六月七日法律第七二号) 附則抄

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和三年五月一〇日法律第三一）

（施行期日）抄
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第
二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
第八十一条第五項の規定は、適用しない。

第二条 前条ただし書に規定する改正規定（第一条に係る部分を除く。）の施行の日前に当該市町村にて政令で定める日から施行する。
（都市再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

法第九十条及び第九十一条の改正規定、第二条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定、同法第三十四条第八号の次に一号を加える改正規定並びに同条第十一号及び第十二号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公

第一 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中都市再生特別措置法第八十八条に一頁を加える改正規定並びに同

附 則（平成三〇年六月二七日法律第六
七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和六年五月二九日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和四年五月二七日法律第五五号）抄
(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

第一條 この法律は、令和三年九月一日から施行する（施行期日）
第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過措置

二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

画法第三十三条规定第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第六百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十一

条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（第七条の二第二項）を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。」及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計

施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。